

フランス連結会計基準の国際的調和(8)会計 処理のオプション(2)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

39

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

183

(終了ページ / End Page)

194

(発行年 / Year)

2002-07-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003494>

〔論文〕

フランス連結会計基準の国際的調和（8）

— 会計処理のオプション（2） —

大 下 勇 二

1. はじめに
 2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
 - (1) 経済活動の国際化と財務・会計情報のニーズ
 - (2) 国際的調和化への連結計算書類による対応
 3. フランス連結会計基準
 - (1) 連結範囲の決定基準
 - (2) 作成免除（連結免除）
 - (3) 連結禁止・連結放棄
(以上第35巻第4号)
 - (4) 連結範囲に関する事例
 - ① 支配力基準
 - ② 下位連結免除
 - ③ 重要性の基準
 - ④ 活動の性質が著しく異なる企業の除外
 - (5) 1998年12月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正
 - ① 重要性の基準
 - ② 活動の性質が著しく異なる企業の除外
 - (6) 連結会計の基本原則
 - ① 連結会計の一般原則
 - ② 連結決算日
(以上第36巻第2号)
 - (7) 個別計算書類の再処理
 - ① 定義
 - ② 再処理の事例
 - ③ Carrefour社の再処理とその影響
 - ④ Carrefour社の再処理に見られる税法の影響
 - (8) 個別計算書類の義務的再処理
 - ① 同質性の再処理
 - (9) 個別計算書類の選択的再処理
 - ① 商法典およびプラン・コンタブル（PCG）により認められたオプション
(以上第38巻第1号)
 - ② D248-8条オプション
(以上本号)
- ② 税法の適用だけのために行なわれた会計処理の影響の除去を目的とする再処理
(以上第36巻第3号)
 - ③ 繰延税金の会計処理から生ずる再処理
 - 1) 個別会計における税効果会計の導入
 - 2) 連結会計における税効果会計の導入
 - 3) プラン・コンタブル・ジェネラルの1986年連結規定における税効果会計の方法
 - 4) 専門会計士・認許会計士協会の1987年2月勧告書における税効果会計の方法
 - 5) 商法会計規定と税効果会計の導入
(以上第37巻第2号)
 - 6) 国家会計審議会の1990年文書第91号における税効果会計の方法
 - 7) IASC公開草案E49号に対するフランスの回答
 - 8) 1998年のPCG改訂連結規定
(以上第37巻第3号)
 - 9) 若干の考察
 - 10) 繰延税金処理の事例分析
(以上第37巻第4号)

② D248-8条オプション

既述のとおり、フランスにおける会計処理方法のオプションは次の3つに大きく分類することができる。すなわち、

1. 商法典およびプラン・コンタブル (PCG) により認められたオプション
2. 1966年商事会社法第357-8条の規定に基づき、同法の適用に係る1967年3月23日デクレ第248-8条 (1986年2月17日デクレ第86-221号第1条) により連結会計上追加的に認められたオプション (本稿ではこれを「D248-8条オプション」と呼ぶ)
3. 1966年商事会社法第357-8-1条 (1998年4月6日法律第98-261号第6条) により連結会計上認められたオプション (本稿では「6条オプション」と呼ぶ)

である。

商法典およびプラン・コンタブル (PCG) により認められたオプションについては、すでに第1節で取り上げた。本節では選択的再処理を生み出す上記会計方法のオプションのうち、「D248-8条オプション」を検討したい。

1) 会計規制における D248-8条オプションの位置づけ

1966年商事会社法第357-8条の規定に基づき、同法の適用に係る1967年3月23日デクレ第248-8条は、連結会計上だけに認められる会計処理のオプション、すなわち「D248-8条オプション」を定めている。D248-8条オプションは、連結計算書類に関する1985年1月3日法律第85-295号の適用に係る1986年2月17日デクレ第86-221号第1条により新設されたものである。

1966年商事会社法第357-7条によれば、連結計算書類は、個別計算書類の作成基準を定める商法典の会計原則および評価規則 (第8条~第17条) に従い作成されねばならない。

しかし、1966年商事会社法第357-8条は、連結会計上、商法典の規定からの離脱を認めている。すなわち、

「注記・附属明細書に理由を付することを条

件に、連結会社は、商法典第11条に定める条件で、コンセイユ・ダタのデクレ (会計規制委員会の命令) により定められ次の目的を有する評価規則を用いることができる。

- ・ 価格の変動または取替価値を考慮すること
- ・ 後入先出法を考慮して代替性資産を評価すること
- ・ 商法典第12条~第15条により定められた規則に一致しない規則の考慮を可能にすること

個別計算書類の作成規則を定めた商法典は、第12条で取得原価評価、一時所有有価証券および棚卸資産からなる代替性資産 (biens fongibles) の加重平均原価法または先入先出法による評価などを、第13条と第14条で総額表示や慎重性の原則などを、第15条で実現基準を定めている。

これに対して、上記第357-8条は、連結計算書類の作成上、価格の変動と取替価値の考慮や代替性資産における後入先出法の採用などのために、個別計算書類の評価規則を定めた商法典第12条~第15条の評価規則によらないことを認めたものである。

この第357-8条の規定に基づき、同法の適用に係る1967年3月23日デクレ第248-8条は、連結会計上追加的に認められる会計処理のオプション (「D248-8条オプション」) として以下のものを認めている。すなわち、

- ・ 指数修正歴史的な原価法の適用
- ・ 取替価値法の適用
- ・ 後入先出法の適用
- ・ 棚卸資産製造の資金調達のための借入金利息の原価算入
- ・ ファイナンス・リース契約 (または類似の契約) の資産化
- ・ ファイナンス・リース契約により顧客の利用に委ねている資産の除外
- ・ 個別会計で計上した換算差額の損益計上
- ・ 特定の借入資金の自己資本計上
- ・ 特定の評価方法の使用

これらオプションはEU会社法指令第7号により国別選択権として付与されたものである。すなわち、同指令第29条によれば、

- ・ 連結に組み入れられる資産・負債が同一の方法に従って評価され、かつ会社法指令第4号

の第31条ないし第42条および第60条に準拠しなければならない(第1項)。

- ・連結計算書類を作成する企業は当該企業自身の個別の年次計算書類と同一の評価方法を適用しなければならないが、加盟国は会社法指令第4号に準拠する他の評価方法を連結計算書類に適用する旨を許可または規定することができる(第2項(a))。

上述のフランス連結会計上のオプションの一部は、この会社法指令第7号第29条第2項(a)の国別選択権を行使したものであり、しかも会社法指令第4号が国別選択権として認めている方法である。すなわち、指数修正歴史的な原価法(会社法指令第4号第33条第1項(b))、取替価値法(同指令第33条第1項(a))、後入先出法(同指令第40条第1項)、棚卸資産製造の資金調達のための借入金利息の原価算入(同指令第39条第2項)および特定の評価方法の使用(同指令第60条)である。

また、これら以外、すなわちリース契約(または類似の契約)の資産化、リース契約により顧客の利用に委ねている資産の除外、個別会計で計上した換算差額の損益計上および特定の借入資金の自己資本計上については、会社法指令第4号に具体的な定めがないものである。

以上のように、連結会計上だけに認められる「D248-8条オプション」はEUの会社法指令の枠組みの中にある。しかしフランスによる選択権の行使は、会計規制において、個別会計と連結会計の間で評価方法が部分的に異なる状況を生み出している。

2) D248-8条オプションの評価方法

以下の1~9はD248-8条オプションの認める連結会計上の評価方法である。これらは、少なくともフランス企業の個別会計上使用できないものである。当該オプションを採用するときには、繰延税金の会計処理が必要となる。

1. 指数修正歴史的な原価法

連結計算書類は、期末の貨幣購買力による指数修正歴史的な原価法に基づき作成できる。

商法典第12条第1項の評価規則によれば、個別

会計上、有償取得の資産、無償取得の資産および製造した資産の評価は、それぞれ「取得原価」、「市場価値」および「製造原価」による。

これに対して、上記デクレ第248-8条(a)によれば、これらの評価方法以外に、指数修正貨幣購買力による評価額を用いることができる。当該評価方法を用いた場合には、その資産、負債および資本に対する影響を連結自己資本に別々に表示する。

2. 取替価値法

フランスでは、個別会計上、取替価値法(NIFO; next in first out, prochain entré premier sorti)の適用は認められていない。当該方法は税務上も認められない。

これに対して、上記デクレ第248-8条(b)によれば、連結会計上、償却性有形固定資産と棚卸資産を期末の「取替価値」で評価することが可能である。

なお、実務上「指数修正歴史的な原価法」と「取替価値法」はほとんど用いられていない。

3. 後入先出法

商法典第12条第3項の評価規則によれば、計算書類の作成上、一時所有有価証券と棚卸資産の評価は加重平均法または先入先出法(FIFO)による。これら2つの方法は会計上認められる唯一のものであり(商法典12条3項)、税務上も認められている¹⁾。

これに対して、前出デクレ第248-8条(c)によれば、連結会計上、これら以外に後入先出法(LIFO)を用いることができる。この場合、LIFOは各範疇別に適用され、また、一定の活動部門または地域に限定して適用することも可能である。

例えば、米国ではLIFOの採用が認められていることから、フランスではFIFOあるいは加重平均法を用いていながら、LIFO採用の米国子会社を再処理せずにそのまま連結できることになる。当該処理は実務上の簡便性を考慮したものと見られるが、会計方法の同質性の点からは問題の残るところである。

LIFOを採用する場合には、その詳細を連結注

記・附属明細書に表示し、採用理由を明らかにしなければならない。

税務上は、財の実際のフローが後入先出的である場合を除いて、原則として後入先出の適用は認められていない(D. adm. 4A-2521 § 24)。

1995年度のエシロール社(Essilor)のアンニアル・レポートによれば(仏基準-IAS対応)、同社は連結会計上、主として加重平均法を採用しているが、LIFOで評価した在外子会社の棚卸資産を連結に際して再処理している。

エルフ社(ELF)の場合(米国基準、一定の投資有価証券に係る未実現利益および一時的損失の処理を除き仏基準にも一致)、同社は連結会計上、原油、天然ガスおよび精製済石油製品をLIFOで評価し、その他の棚卸資産を加重平均原価法またはFIFOで評価している。なお、同社はFIFOとLIFOの差額を連結注記・附属明細書で表示している。

また、エール・リキッド社(Air Liquid)(仏基準-米国基準対応)は、連結会計上、原材料・製品の評価にLIFOを、その他の棚卸資産にFIFOおよび加重平均法を採用している。

4. 棚卸資産製造の資金調達のための借入金利息の原価算入

個別会計上、固定資産の製造に充当するための借入金の利息は、それが製造期間に関わる時には製造原価に含めることができる(商法典適用デクレ第7条第2号第2段)。

商法典適用デクレ第11条に定める流動資産項目(棚卸資産、前渡金・内金、短期債権、一時所有有価証券、預貯金をいう)については、当該資産化処理の可能性は製造循環が営業年度(通常1年)を超過する場合に限定される(商法典適用デクレ第7条第2号第3段)²⁾。

このように、個別会計上、棚卸資産に係る当該利息の資産化処理は、製造のサイクルが営業年度を超えていることが必要である。

これに対して、前出デクレ第248-8条のd)によれば、連結会計上、資産化処理は、生産のサイクルが営業年度を超えることを要求するものではない。経済的観点から、自社で製造する企業と製造を外注する企業との間で差異を生じさせないことをねらったものである。なお、税法は資産化

処理を認めていない。

当該処理に関する情報を明らかにしている企業は少ないが、例えば、1995年度のルイビトン・モエエネシー社(LVMH)は利息費用を棚卸資産の評価に含めておらず、ベルノ・リカール社(Pernod Ricard)の場合には、長期サイクルの棚卸資産であっても利息費用を含めていない。

5. ファイナンス・リース契約(または類似の契約)の資産化

フランスでは、個別会計上、ファイナンス・リース契約(または類似の契約)に基づき使用している資産は、当該企業が所有権を有していない限り、資産としてオン・バランスできない(1999年PCG第331-7)。

これに対して前出デクレ第248-8条のe)によれば、連結会計上、企業がその資産の所有者であるかのようにみなして、所有固定資産としてオン・バランス処理することができる。

プラン・コンタブル(PCG)の1986年旧連結会計規定は、その際の処理を次のように定めていた(PCG 連結会計規定n°2311)。

- ・当該リース資産は契約で定めた価額により貸借対照上資産計上される。契約で定めた価額がない場合には、リース資産の公正価値による。
- ・貸借対照表の貸方には、これら資産の資金調達のための財務的負債を計上する。
- ・リース料費用は財務費用と負債の漸進的返済の認識により消去される。
- ・リース資産は償却プランに従い償却される。
- ・これら再処理に係る一時差異により繰延税金の処理が行われる。
- ・契約が中断される場合、ファイナンス・リースの再処理から生ずる項目(固定資産の純帳簿価額、負債残高、繰延税金)は清算される。

1999年改訂連結会計規定では、当該契約の資産化処理を優先的処理として規定している(会計規制委員会規則第1999-02号n°300)。

IAS、米国基準ともに経済点観点から、ファイナンス・リースの資産化を要求している。フランスの企業グループで、仏基準に準拠しながらIASあるいは米国基準にも対応した連結計算書類を

作成している企業グループは、当該オプションを行使してファイナンス・リースの資産化処理を行っている。例えば、この例として（1995年度）、エール・リキッド、アコール（Accord）、カルフル（Carrefour）、エリダニア・ベガン・セイ（Eridania Béghin-Say）、デーエムサー（DMC）、ダノン（Danon）、ルイピトン・モエエネシー、サン・ゴバン（Saint-Gobain）等が挙げられる。

また、IASあるいは米国基準に準拠しながら仏基準に対応した連結計算書類を作成している企業グループもあり、当該オプションの存在は、ファイナンス・リースの資産化処理をフランスの会計法令に抵触しないものになっている。この例としては、ラファルジュ（Lafarge）、エルフ（elf）等が挙げられる。

さらに、アバス（Havas）、ベルノ・リカール、ミシュラン（Michelin）等はIASあるいは米国基準への対応に言及していないが、リースの資産化処理を行っている。これに対して、ジェネラル・デ・ゾー（Générale des Eaux）等のように資産化処理を行っていない企業も見られる。

6. ファイナンス・リース契約により顧客の利用に委ねている資産の除外

前出デクレ第248-8条のf)では、将来の売却の実現が合理的に保証されているという条件で、リース会社等がもはやこれら資産の所有者でないかのように（売却されたものとして）貸借対照表の資産から除外できる。

この場合、以下の再処理が行われる（PCG、1986年旧連結会計規定n°2311）。すなわち、

- ・リース資産を貸借対照表の資産から除外する。
- ・リースから生ずる債権を認識する。
- ・相手勘定として、賃貸人により合意された投資やサービスの対価となる金融収益を伴う投下資金の順次の返済としてのリース料を計上する。
- ・これら再処理に係る一時差異を繰延税金に計上する。

メーカーまたは流通業者の場合、さらにリース資産の販売収益とその売上原価を成果計算書に計上することになる。

7. 個別会計で計上した換算差額の損益計上
前出デクレ第248-8条のg)によれば、連結会計上、債権・債務に係る借方・貸方換算差額は連結成果計算書に計上することができる。これは、個別会計で計上した換算差額の損益計上を認めるものである。

(a) 個別会計における換算処理

外貨建取引の処理は取引日のレートで処理されるが、フランスでは、期末換算については、個別会計上、いわゆる「テンポラル法」が採用されている（1999年PCG第341-1～第342-7）。すなわち、

- ・期末における外貨建債権・債務の換算については「期末日レート」を適用し、換算差額は潜在的な利得・損失として貸借対照表上経過勘定に計上する。この場合、潜在的利得は利益として計上しないが、潜在的損失は危険（為替差損）引当金の設定を伴う。
- ・現金預金等価物（外貨建現金・預金または即時換金性資産）の換算についても「期末日レート」を適用するが、換算差額は成果計算書で損益計上する。
- ・外貨建有形・無形固定資産および外貨建有価証券（投資有価証券および一時所有有価証券）については「取引日レート」を適用する。
- ・棚卸資産（外国で保有している外貨建棚卸資産）についても「取引日レート」を適用する。具体的には、購入日または入庫日に適用されるレートの加重平均値に相当するレートにより換算される。

D248-8条のオプションは、これらのうち外貨建債権・債務の換算差額の損益計上を認めるものである。つまり、外貨建債権・債務は未決済であり、個別会計上、換算差額は未実現の利得・損失と認識されて貸借対照表の経過勘定に計上されているが、連結会計上D248-8条のオプションが損益計上を可能にする。

また、1999年改訂連結会計規定も当該処理を優先的処理としている（会計規制委員会規則第1999-02号n°300）。

(b) 連結会計における換算処理

連結会計においては、在外子会社の計算書類の換算が問題となるが、フランスでは、「歴史的

価法」と「期末日レート法」の2つの方法が認められている(会計規制委員会規則第1999-02号 n°32)。「歴史的原価法」はいわゆる「テンポラル法」に対応している。

・「歴史的原価法」

当該方法は、資産を「非貨幣項目」と「貨幣項目」に区分して前者に「取引日レート」、後者には「期末日レート」を適用し、自己資本は「取引日レート」を適用する方法である。損益項目の減価償却費・引当金繰入額については、期中平均レートまたは取引日レートが、棚卸資産原価、その他の費用および収益には期中平均レートが適用される。

当該方法では、「貨幣項目」および損益項目の換算から生ずる換算差額は損益計上(財務損益)される。

・「期末日レート法」

「期末日レート法」は全資産・負債を「期末日レート」により換算し、自己資本は「取引日レート」で換算する方法である。損益項目はすべて期末日レートまたは期中平均レートを適用して換算される。

貸借対照表項目および損益項目の換算から生ずる換算差額は、貸借対照表の自己資本に計上される(少数株主持分部分は「少数株主持分」に計上)。

(c) 事例

フランスの企業グループで、仏基準に準拠しながらIASあるいは米国基準にも対応した連結計算書類を作成している企業グループは、当該オプションを行使して、個別会計上の外貨建債権・債務の換算差額(経過勘定として貸借対照表に計上)を損益計上している。

例えば、エシロールの場合(1995年度)(仏基準準拠-IAS対応)、換算を次のように行っている。

- ・在外子会社の計算書類の換算
 - ・貸借対照表項目；期末日レートを適用
 - ・損益計算書項目；当期の平均レートを適用
 - ・換算差額の処理；直接，貸借対照表上，「換算差額(Difference de conversion)」勘定で自己資本に計上
- ・外貨建取引の換算(取引日レートを適用して処理)
 - ・外貨建債権・債務の期末換算；期末日レートを適用

・換算差額の処理；損益として計上

当該処理は、在外子会社の計算書類の換算に関して「期末日レート法」を採用し、外貨建取引の換算に関しては「D248-8条」オプションを行使したものである。これら処理は当時の改訂IAS 21号に対応したものである。

改訂IAS 21号では、在外子会社の計算書類の換算に関して、当該子会社の業務が親会社の業務と不可分であるものは「テンポラル法」(フランスの「歴史的原価法」に対応)、親会社の業務と不可分のものとなっていないものは「期末日レート法」を適用する。「期末日レート法」の採用による換算差額は貸借対照表の株主持分に計上される。

外貨建取引については「テンポラル法」が適用される。すなわち、外貨建取引は当初取引日レートにより処理されるが、期末において外貨建貨幣項目は「期末日レート」を適用して換算し、その結果生ずる換算差額は損益計上される。

この外貨建貨幣項目の期末換算差額の損益処理がフランスの個別会計の基準と異なるところであるが、D248-8条オプションが当該部分を損益処理する道を開いている。

このように、連結会計上D248-8条オプションを行使することにより、フランス基準に準拠しながら、IASに対応する連結計算書類を作成することが可能となる。

また、ダノンの場合(1995年度)(仏基準準拠-米国基準対応)、換算を次のように行っている。

- ・外貨建取引の換算
 - ・外貨建債権・債務の期末換算；期末日レートを適用
 - ・換算差額の処理；「その他の損益」勘定で損益計上
- ・在外子会社の計算書類の換算
 - 「一般的なケース」
 - ・貸借対照表項目；期末日レートを適用
 - ・損益計算書項目；当期の平均レートを適用
 - ・換算差額の処理；直接，貸借対照表上「換算差額(Différences de conversion)」勘定で自己資本に計上
 - 「機能通貨が自国通貨でないケース」(高インフレ率の国または機能通貨がフランス・フランである会社)では、在外子会社の計算書類の換算は「一

一般的なケース」と比較して次の点が異なる。

- ・固定資産，投資有価証券，自己資本；「取引日レート」を適用
- ・償却費，投資有価証券の引当金繰入，実現利益；「取引日レート」を適用

同社の処理は，在外子会社の計算書類の換算に関して「期末日レート法」を採用し，外貨建取引の換算に関しては「D248-8条」オプションを行使したものである。また，「機能通貨が自国通貨でないケース」については「歴史的原価法」を採用している。これら処理は当時の米国基準 SFAS 52号に対応したものである。

当時の SFAS 52号では，機能通貨アプローチに基づき，在外子会社の計算書類の換算に関して，当該子会社の機能通貨が報告通貨（本社または本店の計算書類作成に使用する通貨）と異なる場合「期末日レート法」を適用し，当該子会社の機能通貨が報告通貨である場合には「テンポラル法」を適用する⁽³⁾。

外貨建取引については「テンポラル法」が適用され，期末の外貨建金銭債権・債務は「期末日レート」を適用して換算し，それから生ずる換算差額は損益計上される。この点がフランスの個別会計の基準と異なるところであるが，連結会計上 D 248-8条オプションを行使することにより，フランス基準に準拠しながら，米国基準に対応する連結計算書類を作成することが可能となる。

また，IASあるいは米国基準に準拠しながら仏基準に対応した連結計算書類を作成している企業グループもあり，当該オプションの存在は，個別会計上の外貨建債権・債務の換算差額（経過勘定として貸借対照表に計上）の損益処理をフランスの会計法令に抵触しないものになっている。この例としてはエルフ (elf) 等が挙げられる。

8. 特定の借入資金の自己資本計上

前出デクレ第248-8条の h) によれば，与信者の発意での償還も，利益のないまたは不十分な場合の義務的な報酬支払も規定していない発行契約の適用により資金を受け入れた時には，これらは連結貸借対照表上自己資本の項目に記載することができる。

「与信者の発意での償還も，利益のないまたは

不十分な場合の義務的な報酬支払も規定していない発行契約」とは，「劣後証券 (Titres subordonnés; TS)」の発行による資金調達を意味している⁽⁴⁾。

「劣後証券 (TS)」とは株式と社債の中間形態の証券の呼称である。「TS」の所有者には每期利息の支払が行われるが，赤字年度の場合，発行会社の決定により利息への権利を付与しないことができる。

「TS」には「期間不確定劣後証券 (Titres subordonnés à durée indéterminée; TSDI)」と「償還性劣後証券 (Titres subordonnés remboursables; TSR)」がある。「TSDI」は事前に取り決めた日に償還できるが，当該償還は発行会社の随意である。これに対して，「TSR」は一定日に（一般には15年後）償還されるタイプである⁽⁵⁾。

「TS」は，発行会社の清算の場合には最終順位の株主の前にのみ返還される。

「TS」に対する明確な会計処理基準はないが，勘定167「借入金および特別な条件の付されている負債」勘定で会計処理される。個別会計上，いかなるケースにおいても，当該証券は「自己資本」を構成するものではないと考えられている⁽⁶⁾。

しかし，個別会計上，「TSDI」は調達資金の永続的性質から「その他の自己資本」に表示できるという意見もあり，「TSR」の場合は，実務上「その他の自己資本」と「危険・費用引当金」の間に特別の行を設けて表示する企業が多いと言われる⁽⁷⁾。

デクレ第248-8条の h) の規定は，連結貸借対照表上，「TSDI」の「自己資本」への計上を認めるものである。

例えば，1995年度のみシュランの場合，15年の期間（2005年償還）の TSR（11億米ドル）は自己資本と危険・費用引当金の間に「劣後負債」として表示されている。

ラファルジュの場合，TSDI を発行しており，これを「その他の自己資本 (autres fonds propres)」として次のように表示している。すなわち，

(百万フラン)

資本金	2,306
プレミアム	11,509
積立金	11,400
換算差額	(2,011)
グループ持分の純資産	23,204
少数株主持分	4,629
その他の自己資金	2,961
連結グループ全体の自己資本	30,794

同社は自己資本に計上しているが、少数株主持分と同列の取扱いをしている。

これに対して、ジェネラル・デ・ゾーはTSDIを負債として表示している。

9. 特定の評価方法の使用

前出デクレ第248-8条のi)によれば、特別法に定める評価方法の適用を受ける組織は、連結会計上、その所有資産に対してこれら評価方法を適用することができる。

例えば、会社型オープン投資信託(SICAV)等の投資会社の場合、その保有有価証券は「市場価値」で評価され、貸借対照表に計上されている。当該評価方法の適用を連結上も維持するというのが当該オプションの趣旨であるが、計算書類の同質性の原則に反するものである。

以上、D248-8条オプションの内容を見てきたが、以下でこれらを「経済的現実性の追求」という観点から検討してみたい。

3) D248-8条オプションと経済的現実性の追求

1. インフレーションの影響とその除去

一般に、資産の評価は歴史的原価(取得原価)に基づいている。しかし、これには例外がある。フランスにおける取得原価基準の例外として、「指数修正歴史的原価法」と「取替価値法」が挙げられる。

PCGは一般物価水準の変動を考慮する指数修正歴史的原価法と現在価値での会計処理方法を提案し理論的な枠組みを与えているが、これら方法は個別会計上適用可能なものではない。しかし、既述のとおり、D248-8条オプションがこれら

の連結会計上の適用を認めている。

これら方法はインフレーションの影響を緩和し、企業の経済的リアリティーをよりよく反映する計算書類の作成を可能にすると考えられるが、実務的にはほとんど用いられていないのが実情である。さらに、インフレーションの影響を緩和する方法として「LIFO」がある。

(a) インフレーションの影響

貨幣価値の安定性が確保されない場合には、歴史的原価の評価原則に基づく年次計算書類は「誠実な概観」を提供するのが難しいといわれる。その上、課税上の歪みを生みだし、企業経営者の行動に影響を及ぼす可能性があることも一般に指摘されている。

(1) 成果計算書に対する影響

一般に、成果計算書項目の大部分はフローを表しているので、年度の平均価格を反映していると考えられる。しかしながら、一般に次の3つの歪みが指摘される¹⁸⁾。

・売上原価

期末棚卸資産は期首棚卸資産のために採用された価格よりも高い価格で評価され、その結果、売上原価の過小評価、利益および課税所得の過大評価が生ずる。フランスでは、価格騰貴引当金、価格変動引当金といった税法上の法定引当金がこの影響を部分的に除去する。

LIFO、NIFOといった方法の使用は当該影響を緩和することができるが、後者は歴史的原価の原則に明白に矛盾し、前者は原則として課税所得の計算について認められていない。

・減価償却費

歴史的原価に基づく減価償却費の計算は、費用額の過少、課税所得と税金の過大を引き起こす。フランスの課税当局は、償却額を増大させる一定の税法上の措置を認めている。すなわち、逓減償却(amortissement dégressif)、加速償却(amortissement accéléré)、臨時償却(amortissement exceptionnel)、一定の助成金を得て取得した資産の場合の超過償却がこれである。

しかしながら、取替価値が取得価額を上回るならば、これらのいかなる場合においても、歴史的原価に基づく減価償却はその投資更新の機能を果たすことは難しい。

1978年財政法が認めた償却固定資産の再評価は償却額を増加させたが、課税の過大を継続的に回避できない。

・財務費用

インフレーションは利子率を上昇させ、同じ借入額では財務費用を増大させる。その結果、当期利益や課税所得の減少を引き起こす。もっとも償還時の貨幣価値の減価に起因する利益が当該利益の減少に対応している。

(2) 貸借対照表に対する影響

歴史的な原価での処理に起因する影響は、貸借対照表の各項目が異なる貨幣購買力で評価されることから生ずる。最も明瞭な歪みとして、一般に、以下ものが挙げられる⁽⁹⁾。

・固定資産

固定資産はその取得が古いほど過小評価される。再評価は、理論的には当該歪みを解消するが、企業経営者に委ねられた任意性により、適用された評価原則が識別できない。

・棚卸資産

年次加重平均原価での棚卸資産の評価は過小評価を生み出し、これは棚卸資産の回転が遅いほど大きくなる。1年以下の期間での加重平均原価法の適用は当該影響を緩和する。

・債権・債務

これら項目は当期の実現可能価額または要支払価額で表現され、貨幣的な現実性を表している。しかしながら、貨幣的減価は各債権について潜在的な損失を、各債務については潜在的な利得を生み出し、これらは認識時が離れているほど大きくなる。長期的には、大部分の企業は主として債務者のポジションであるので、正味の潜在的利得を有する。減価した貨幣での返済による資金および粗自己金融の逼迫は、企業経営者をして可能な限り正味借入を増大させる。

・自己資本

固定資産および棚卸資産の過小評価は自己資本の過小評価の原因となり、秘密積立金の原因となる。

フランスにおいては、全勘定の全体的再評価だけが「誠実な概観」の原則と伝統的な「真実性」および「正規性」の原則を両立可能にするとされている。

(b) インフレーションの影響の除去⁽¹⁰⁾

EU レベルでは、資本金の年次計算書類に関する EC 会社法指令第 4 号が、歴史的な原価での評価原則を年次計算書類のすべての項目にとり入れている。(32条)しかしながら、第33-1条は加盟諸国に対して、すべての会社または一定の会社の範疇につき、以下のものを認めるまたは課することを可能にしていることは既述のとおりである。すなわち、

- ・その使用が期間的に限定されている有形固定資産および棚卸資産について、取替価値に基づく評価
- ・インフレーションを考慮することを目的とする上記 a) 規定の方法以外の方法に基づき、年次計算書類における項目（自己資本を含む）の評価
- ・有形固定資産および金融固定資産の再評価
フランスでは、個別会計上、次のように規定されている（商法典第12条）。
 - ・企業への流入時に、有償で取得した資産はその取得原価で、無償取得の資産はその市場価格で、製造資産はその製造原価で記入される。
 - ・固定資産については、財産目録において取り入れられている価額は、必要ある場合には、減価償却計画を考慮しなければならない。資産のある項目の価額がその純帳簿価額を下回ることとなる場合、減価が確定的なものであると否とに関わらず、帳簿価額は年度末の棚卸価値まで引下げられる。
 - ・資産の棚卸価値とその流入価値との間に認識される増価は記入されない。
 - ・有形固定資産と金融固定資産の全体の再評価を行う場合、現在価値と純帳簿価額との間の再評価差額は当期損失と相殺するのに使用できない。それは直接、貸借対照表の貸方に計上される。

連結計算書類は、既述のとおり、商法典の第12条～第15条に規定する方法以外の方法を用いて作成することができる。

まず、「指数修正歴史的な原価法」の適用により、年度末の購買力フランス・フランに基づき連結計算書類を作成することができる。また、「取替価値法」の適用により、年度末の取替価値で償却可

能有形固定資産および棚卸資産を評価することができる。

(1) フランスにおける各種準備金・積立金インフレーションの影響に対処したものととして、従来から、税法上の「価格騰貴引当金」と「相場変動引当金」がある。しかし、これらは、棚卸資産価格上昇の影響に限定したものである。また、固定資産や棚卸資産の更新を目的とした任意積立金の設定も挙げられるが、利益処分として行われるものである。

(2) 法定再評価

フランスでは、課税当局が一定の時期に一定の勘定の再評価を認めあるいは強制してきた(1930年1月25日 DGI の通達, 1945年8月15日オールドナンス第45-1820号, 1959年12月28日法律, および1976年12月29日財政法第76-1232号, 1977年12月30日財政法第77-1467号)。これを「法定再評価」と呼ぶ。しかし、これら再評価は固定資産勘定, しばしばこれらの一部(償却固定資産等)に限定された。

(3) 自由再評価

有形固定資産および金融固定資産の全体的再評価は任意であり、「自由再評価」と呼ばれる。これによる再評価増価は課税対象とされる(CNCの1972年2月1日意見書第3号, 1974年4月22日意見書第10号)。そのため、当該再評価が実施されることはまれである。また、評価規則が定義されていないので、わずかな追加的な情報しかもたらない。

(4) 注記・附属明細書による情報提供

注記・附属明細書は、貸借対照表により提供される情報を補完することで、「誠実な概観」を提供するのを可能にする。プラン・コンタブルは、基礎システムあるいは発展システム採用の企業に課せられる情報のなかで、以下のものを規定している。

- ・ 歴史的原価からの離脱(理由とその財産, 財務状況および成果に対する影響の情報を伴う)
- ・ 年次計算書類の各項目に適用される評価方法
- ・ 再評価額による処理の場合
 - ・ 再評価差額の当期中の変動
 - ・ 再評価固定資産につき歴史的原価に基づく情報, 再評価による追加額とそれに係る追加的な減価償却費

- ・ 流動資産の各代替性項目に関する情報(差額が大きい場合)

- ・ 採用した方法に基づく期末棚卸資産価額と決算日前の最新の市場価格に基づく再評価額との差額

(c) 連結会計上のオプションとインフレーションの影響の除去

連結計算書類に関する前述オプションの存在は、商法典の規則に離脱して、インフレの一定の影響を除去するのを可能にする。

つまり、棚卸資産はLIFOにより評価できる。

また、年度末の購買力フランに基づき連結計算書類を作成することが認められる。さらに、償却固定資産および棚卸資産はその取替価値に基づいて連結計算書類を作成することができる。

連結会計上のD248-8条のオプションは「誠実な概観」の観点から望ましいものであり当該オプションの行使により、連結企業集団の財産、財務状況および活動成果に関する経済的なリアリティーをより良く反映した会計情報を提供できると考えられている。

2. 法的安定性と経済的現実性

フランス会計の特色の一つは、それが「財産性」の概念(notion de patrimonie)に基づく会計法のフレームワークの中に位置付けられていることである。これにより、貸借対照表の資産として計上されるためには、法的観点から所有権あるいは債権に基づく「財産性」を有することが条件となる。

特に、個別会計は、法的に最も安定した状態で利害関係者の利益分配への権利を確定しあるいは債権担保力を評価するために、伝統的に財産性の概念により強く拘束されてきた。

これに対して、連結会計は経済的現実性の追求から伝統的な財産性のフレームワークから一部抜け出している。これを象徴するのが、D248-8条オプションの規定するファイナンス・リース契約と換算差額の取扱いである。

ファイナンス・リース契約の場合、個別会計上、貸借側では所有権のないリース資産を資産化することはできないが、連結会計上、財産性にとらわれず経済的実質を重視して、資金を借り入れて資産を取得した場合と同一のものとしてリース資産・

負債を計上し、貸借側では売却したものとして処理するのである。

また、期末日レートに基づく外貨建債権・債務の換算差額は、個別会計上、貸借対照表の経過勘定として処理される。当該換算差額は未決済の債権・債務に係る未実現損益であり、特に未実現換算差益はいかなる法律上の債権の裏付けもないと考えられるからである。しかし、連結会計上、財産性にとらわれず経済的現実性を重視して、当該換算差額を実現損益に含めて表示するのである。

このように、D248-8条オプションの処理は企業活動の経済的現実性（リアリティ）をよりよく反映できるものと考えられている。連結会計においては、アングロ・サクソン流の「法的形式に対する経済的実質優先」の考え方が取り入れられていると見られる。

フランスの会計は、企業の種々の利害関係者の権利・義務の確定に資する会計を基礎としてきた。このため、個別会計は法的安定性の点から強い拘束を受けていることは既述のとおりである。すなわち、利益処分への権利の確定と債権担保の保全に資するために、会計は法的に最も安定した状態で形成される財産権の裏付けのある利益を会計利益としてきた。

しかし、資本市場の重要性の増大、経済活動の国際化、投資信託の著しい発展および最近の国際資本市場におけるフランス企業の資金調達増大等のフランス経済の変化の影響を受けて、会計規制は市場の「透明性」の確保という要求を取り入れてきた。

また、国際資本市場で資金調達を行う企業は、当該市場における投資者から財務・会計情報の透明性に関してより強いプレッシャーを受け、経営者は投資者の投資意思決定ニーズを充足する必要性に直面している。

その結果、フランスの会計規制は、中小企業に比べて大企業に対してより一層の透明性を求めるものになっている。すなわち、中小企業の会計規制は、従来からの債権者保護、課税所得計算、労働者の利益参加の基礎等の法的・税務的側面を重視している。

これに対して、大企業の会計はさらに透明性の観点から特別の規制が加えられる。すなわち、公

募企業の会計規制は、企業の財産、財務状況および活動成果に関する「誠実な概観」を提供することがより一層求められ、財務情報の利用者のニーズに応えるために可能な限り「経済的現実性」への適合性が重視される。

またグループを形成する企業では、「誠実な概観」の確保は、法的安定性の点から強い拘束を受けている個別計算書類よりも連結計算書類を中心に考えられ、しかも法的・税務的側面からの制約を超えて「経済的現実性」をより良く追求することができるように、連結会計上、D248-8条オプションにより基準の弾力的利用が認められているのである。

4) D248-8条オプションと会計基準の国際化対応

D248-8条オプションの行使は企業の意思に委ねられている。既述のとおり、連結会計上、当該オプションを行使することで、経済的現実性を追求する国際会計基準（IAS）や米国会計基準（US-GAAP）等の国際的基準への対応が可能となる。特に、リース資産と外貨換算差額の処理に関するオプションは個別会計上の処理とは異なるものであるが、国際的基準に合致する処理となっている。

事実、フランスの企業グループで、仏基準に準拠しながらIASあるいは米国基準にも対応した連結計算書類を作成している企業グループは、連結会計上当該オプションを行使して、ファイナンス・リース契約の資産化処理と個別会計上の換算差額の損益処理を行っている。

1985年のフランス証券取引委員会（COB）の年報には、会計規制において、国内でその主要活動を行う企業と多国籍の性格の企業とを区別すべきことが強調されている¹⁴⁾。つまり、主に国内を中心に活動している企業については国内個別会計基準＝連結会計基準とされるが、多国籍の性格の企業は、外国の利害関係者とりわけ投資者により受け入れられる連結計算書類を作成する必要がある。

このため、フランスの多国籍企業が公表する連結計算書類は国際的な比較可能性を確保するため

に、国際的な会計実務に対応したものでなければならない。

事実、当時国際資本市場で資金調達を行った複数のフランス大企業グループは、すでに米国基準あるいはIASに準拠・対応した連結計算書類を作成・公表していた。例えば、1984年度を例にとると、前者の例として、エール・リキッド、ペーエスエヌ(BSN)、カルフル、ルイビトン・モエエネシー等が挙げられ、後者の例としてはサン・ゴバン等が挙げられる。

また、これら企業グループの監査証明は、フランス会社法上の会計監査役の証明に加えて、当時のビッグ・エイトのフランス事務所の証明を受けていたのである。

このような状況の中で、「D248-8条オプション」は、大企業グループの実務を考慮して、フランス会計規制の中に国際的基準に対応する処理として導入されたものといえる。しかも、それはEUの会社法指令の枠内にある。

この意味で、当該オプションは個別会計および連結会計における「誠実な概観」の二重性¹²⁹⁾、連結会計に対する個別会計の基準性等の点から問題が残るものの、1980年代後半から1990年代におけるフランス会計基準およびフランス多国籍企業グループの国際化対応に一定の役割を果たしてきたといえる。

[未完]

[注記]

- (1) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和(7)－会計処理のオプション(1)－」『経営志林』第38巻第1号、48頁を参照。
- (2) 前出拙稿、49頁を参照。
- (3) 「機能通貨」とは事業体を取り巻く経済環境において最も重要な通貨であり、主たるキャッシュ・フローを支配する通貨をいう。本社・本店から比較的独立して事業活動を行う在外子会社あるいは在外支店の場合、現地通貨が機能通貨となる。当該事業体のキャッシュ・フローのかなりの部分が現地通貨により支配されていると考えられるからである。

これに対して、事業体の事業活動が本社・本店

から独立しておらず、これらの資金援助なく事業の遂行が難しい場合には、キャッシュ・フローのかなりの部分が本社または本店の通貨に依存していると考えられることから、報告通貨が機能通貨となる。

- (4) Memento Pratique Francis Lefevre, *Comptable*, 1991, p.1146.
- (5) Sousi-Robi, B., *Lexique de la banque et bourse*, 1990, p.220.
- (6) Memento Pratique Francis Lefevre, *op. cit.*, p.868.
- (7) *Ibid.*
- (8) La Villeguerin, E., *Dictionnaire de la comptabilité*, 1989, p.642.
- (9) *Ibid.*, p.643.
- (10) *Ibid.*, pp. 642-643の議論を参照。
- (11) Commission des Opérations de Bourse (COB), *Rapport annuel 1985*, p.63.
- (12) La Villeguerin, E., *op. cit.*, p.587.